

円満な相続・円滑な事業承継のための生命保険の活用(4)【最終回】 —法人の円滑な事業承継対策—

山本 英生

税理士／山本英生税理士事務所

【やまもと・ひでお】1983年明治生命（現 明治安田生命）保険相互会社入社。営業教育部部長などを歴任、社内FPとして25年、セミナー講師・販売教育指導などで活動。2018年に独立し現職。1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®。ファイナンシャル・プランニング技能検定 技能検定委員。

生命保険を活用した円満・円滑なそうぞく（相続／争族）対策の最終回は、法人の円滑な事業承継のための生命保険の活用について考えてみます。

事業承継を大きく分類すると、「人の承継」と「資産の承継」になると言われています。「人の承継」としては、後継者の育成や経営体制の構築を考えることが必要になりますが、ここでは「資産の承継」について考えていきます。

さらに、「資産の承継」も、「個人のそうぞく」と「法人のそうぞく」の両面で考えておくことが必要になります。「個人のそうぞく」については前回までに記載させていただきましたので、今回は、「法人のそうぞく」の対策についてみていきます。

「法人のそうぞく」も個人と同様「相続対策」、「争族対策」の両面から考えていくことが必要ですが、その対策としては大きく「自社株対策」と「経営権の承継」のための対策があります。今回はこの二つの対策について考えていきます。

1. 自社株対策

自社株対策としては、その評価の引き下げと、その承継の両面で、生命保険がどのように影響を与えるのかを確認します。

a. 自社株式評価と生命保険

事業を承継するために欠かせないものは、自社株式の承継と言われます。もちろん事業用資産としての建物や土地の承継も必要ですが、会社の経営を考えると経営者自身が会社の株式をしっかりと保有していることが求められます。一般的には、この自社株式が、経営者の相続財産の中で占める割合が高くなっています。相続税の負担などを考えると、自社株式の評価を引き下げるための対策が必要になります。

「上場株式」などではない株式を非上場株式と呼び、原則的評価方式または特例的な評価方式の配当還元方式により評価をします。原則的な評価方法としては類似業種比準方式と純資産価額方式、そしてその二つを

図表 1

